

2026 年 10 月

お客さま各位

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

「NISA約款」改定のお知らせ

2026 年 10 月 1 日より、「NISA約款」を一部改定しますのでお知らせいたします。詳細は下記の新旧対照表をご覧ください。

記

「NISA 約款」新旧対照表

新	旧
NISA 約款 (非課税上場株式等管理、特定非課税累積投資、特定非課税管理および特定課税未成年者口座管理に関する約款) <u>第1章 総則</u> (約款の趣旨) 第 1 条この約款は、お客さまが租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例(以下「非課税口座にかかる非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「当社」といいます。)に開設された非課税口座および特定課税未成年者口座について、同条第 5 項第 2 号、第 6 号および第 10 号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 <u>第2章 非課税口座の管理</u> (非課税口座開設届出書等の提出等) 第 2 条お客さまが非課税口座にかかる非課税の	NISA 約款 (非課税上場株式等管理、特定非課税累積投資および特定非課税管理に関する約款) (新 設) (約款の趣旨) 第 1 条この約款は、お客さまが租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例(以下「非課税口座にかかる非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、同条第 5 項第 2 号および第 6 号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 (新 設) (非課税口座開設届出書等の提出等) 第 2 条お客さまが非課税口座にかかる非課税の特

特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社へ租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第1号、同条第 <u>16 項</u>および同条第 <u>25 項</u>に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項(以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。))の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの)を提出または提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の3第 <u>25 項</u>において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>44 項</u>の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (現行どおり) 3 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合に	例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社へ租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第1号、同条第 <u>10 項</u>および同条第 <u>19 項</u>に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項(以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。))の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの)を提出または提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の3第 <u>20 項</u>において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>33 項</u>の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (省 略) 3 お客さまが非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合に
--	--

は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>22 項</u>に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第 <u>12 号</u>に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。 （現行どおり） 5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定（特定累積投資勘定のうち、お客さまがその年1月1日において <u>18 歳未満である年および出生した日の属する年の各年において設けられる勘定（以下「未成年者特定累積投資勘定」といいます。）</u>を除きます。以下この項および次項において同じ。）または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月1日から設定年の 9月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>19 項</u>に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客	は、租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>16 項</u>に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第 <u>10 号</u>に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付または電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。 （省 略） 5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月1日から設定年の9月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>13 項</u>に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年にかかる特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客
---	--

さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 11 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付または電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。 (特定累積投資勘定の設定) 第4条の2 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は 2024 年(未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027 年)以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。 (現行どおり) <u>3 未成年者特定累積投資勘定を当社に設けている場合、お客さまがその年1月1日において 18 歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当社以外の証券会社または金融機関に未成年者特定累積投資勘定を設けることはできません。</u> (特定非課税管理勘定の設定) 第4条の3 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第4条の2の特定累積投資勘定(未成年者特定累積投資勘定を除きます。)と同時に設けられます。	さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付または電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。 (特定累積投資勘定の設定) 第4条の2 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は 2024 年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます (省 略) (新 設) (特定非課税管理勘定の設定) 第4条の3 非課税口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第4条の2の特定累積投資勘定と同時に設けられます
---	--

(特定累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲) 第6条の2 (現行どおり) ① 第4条の2第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(この項および第23条において「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が120万円(当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60万円)を超えないもの(次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じそれぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。) イ 未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定 当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超える場合および当社の「投信積立取引取扱規定」に基づく各月の払込金の合計額が10万円を超える場合 ロ 未成年者特定累積投資勘定 当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額および当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の購入	(特定累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲) 第6条の2 (省 略) ① 第4条の2第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。)、および当社の「投信積立取引取扱規定」に基づく各月の払込金の合計額が10万円を超えないもの
--	---

<u>の代価の額等の合計額が 600 万円を超える場合および当社の「投信積立取引取扱規定」に基づく各月の払込金の合計額が 5 万円を超える場合</u> ②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第1号、第4号および第 11 号に規定する上場株式等 <u>2 特定累積投資勘定において、お客さまが累積投資契約に基づいて取得する上場株式等が公募株式投資信託である場合のお取引については、当社は、販売および解約にかかる手数料、ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいたしません。</u> (特定非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲) 第6条の3 (現行どおり) ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 (譲渡の方法) 第 7 条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第3項第4号または第 37 条の 11 第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 2 特定累積投資勘定または特定非課税管理	②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第1号、第4号および第 11 号に規定する上場株式等 (新 設) (特定非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲) 第6条の3 (省 略) ②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 (譲渡の方法) 第 7 条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第3項第4号または第 37 条の 11 第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います 2 特定累積投資勘定または特定非課税管理
--	---

勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第3項第4号または第 37 条の 11 第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(未成年者特定累積投資勘定の管理)

第9条 未成年者特定累積投資勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、お客さまがその年の3月 31 日において 18 歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

①当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等にかかる有価証券のお客さまへの返還(次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める移管または返還を除きます。)を行わないこと

イ お客さまがその年の3月 31 日において 12 歳である年(以下、「特定基準年」といいます。)の前年以前の各年
災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該非課税口座および特定課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、

勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第 37 条の 10 第3項第4号または第 37 条の 11 第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(新 設)

「災害等による返還等」といいます。)および当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定にかかる上場株式等の金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことによる当該非課税口座からの払出しによる移管または返還

□ お客さまの特定基準年以後の各年

イに定める移管または返還およびお客さまが当社に対し当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等にかかる有価証券のお客さまへの返還を依頼する旨、当該移管または返還の起因となる事由(お客さまの教育費または生活費の支払に充てるためのものに限ります。)等を記載した書類の提出(当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。)をした場合における当該移管または返還

②当該上場株式等の第7条に規定する方法以外の方法による譲渡で租税特別措置法第 37 条の 11 第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合にかかるものに限ります。)による譲渡以外のもの(当該譲渡の対価にかかる金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。)または贈与をしないこと

③当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等にかかる譲渡所得等にかかる収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)または当該上場株式等にかかる配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等にかかる同法第9条の8第1項に規定する配当等で、当社が国内における同項に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。)

は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れまたは預託すること	
(非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止)	(新 設)
第 10 条 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座および当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止いたします。	
(非課税口座にかかる投資信託の取扱い)	(非課税口座にかかる投資信託の取扱い)
第 11 条 (現行どおり)	第 9 条 (省 略)
(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)	(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)
第 12 条 (現行どおり)	第 10 条 (省 略)
2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、<u>次項に規定するもの</u>、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出し	2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の

があった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 <u>3 未成年者特定累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出しでお客様の基準年の前年 12 月 31 日までに生じたもの(振替によるものを含むものとし、特定口座への移管にかかるものを除きます。)</u>があった場合(租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項第1号、第4号および第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で未成年者特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、未成年者特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続または遺贈による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 <u>4 租税特別措置法第 37 条の 14 第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項に</u>	租税特別措置法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 (新 設) <u>3 租税特別措置法第 37 条の 14 第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項に</u>
--	---

において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由にかかるものならびに特定口座への移管にかかるものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続または遺贈による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しにかかる同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
(非課税管理勘定終了時の取扱い) 第13条 (現行どおり)	(非課税管理勘定終了時の取扱い) 第11条 (省 略)
(非課税口座取引である旨の明示) 第14条 (現行どおり)	(非課税口座取引である旨の明示) 第12条 (省 略)
(削 除)	(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第13条 当社は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて

	当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまから氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ①当社がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示またはお客さまの同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所 ②当社からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載した氏名および住所 2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座にかかる特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなり
--	---

<u>(特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認)</u> 第 15 条 当社は、お客さまが当社に開設する非課税口座に特定累積投資勘定(未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下この条において同じ。)を設定している場合において、<u>当社の定める方法により、お客さまの所在地の変更有無を定期的に確認いたします。</u> 2 前項の場合において、<u>当社の定める一定期間内にお客さまの所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客さまの所在地の確認ができるまでの間、お客さまの非課税口座にかかる特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止させていただきます(分配金再投資による受入れを含み、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に掲げる事由による上場株式等の受入れを除きます。)</u>。 3 前2項の場合において、<u>お客さまの非課税口座にかかる特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。</u> 第3章 特定課税未成年者口座の管理 <u>(特定課税未成年者口座の設定)</u> 第 16 条 お客さまがその年1月1日において 18 歳未満である年または出生した年において、<u>特定課税未成年者口座(お客さまが当</u>	<u>ます。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまの氏名および住所を確認できた場合またはお客さまから氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</u> (新 設) (新 設) (新 設)
---	---

社または当社と租税特別措置法施行令第25条の13第36項各号に定める関係にある法人の営業所に開設しているお客さまから預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)
は、非課税口座と同時に設けられます。

(課税管理勘定における処理)

(新 設)

第17条 お客さまがその年1月1日において18歳未満である年または出生した年において、金銭その他の資産の預入れまたは預託は、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき預入れまたは預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れまたは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

(新 設)

第18条 特定課税未成年者口座に預入れまたは預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年12月31日までは、当該金銭その他の資産の当該特定課税未成年者口座からの払出し(次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。)をすることはできません。

- ① お客さまの特定基準年の前年以前の各年
非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該上場株式等につき災害等による払出し(非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他

<u>の資産の払出しをいいます。以下同じ。)</u> <u>がされる場合の当該金銭その他の資産</u> <u>の払出し</u> ② <u>お客さまの特定基準年以後の各年</u> <u>①に定める払出しおよびお客さまが当社</u> <u>に対し当該上場株式等の当該金銭その</u> <u>他の資産の払出しを依頼する旨、当該払</u> <u>出しの起因となる事由(お客さまの教育</u> <u>費または生活費の支払に充てるための</u> <u>ものに限ります。)等を記載した書類の提</u> <u>出をした場合における当該払出し</u>	
<u>(非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止)</u> <u>第 19 条 前条に規定する要件に該当しないことと</u> <u>なる事由または災害等による払出しが生じ</u> <u>た場合には、これらの事由が生じたときに</u> <u>当該特定課税未成年者口座および当該特</u> <u>定課税未成年者口座と同時に設けられた非</u> <u>課税口座を廃止いたします</u>	(新 設)
<u>(契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い)</u> <u>第 20 条 お客さまの基準年の前年 12 月 31 日ま</u> <u>でに契約不履行等事由(第 9 条もしくは第</u> <u>18 条に掲げる要件に該当しない事由が生</u> <u>じたことまたは非課税口座もしくは特定課</u> <u>税未成年者口座の廃止(災害等による返還</u> <u>等が生じたことによるものおよび出国によ</u> <u>る非課税口座の廃止を除きます。)をしたこ</u> <u>とをいいます。以下、この条において同じ。)</u> <u>が生じた場合には、過去に非課税で支払わ</u> <u>れた配当等や過去に非課税とされた譲渡益</u> <u>等について、非課税の取扱いがなかったも</u> <u>のみなし、次に定めるところにより、課税</u> <u>関係が生ずるものとします。</u> ① <u>当該非課税口座の開設の時から当該契</u> <u>約不履行等事由が生じた時までの間に</u>	(新 設)

支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、租税特別措置法第9条の8第1項第3号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があったものとみなして課税いたします。

- ② 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等の譲渡益については、租税特別措置法第37条の14第1項および第2項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。

- ③ 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等の他の保管口座への移管またはお客さまへの返還がされた非課税口座内上場株式等については、当該移管または返還があった時における含み益について課税いたします。

- ④ 当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または保管の委託がされている非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。

第4章 口座への入出金等

(非課税口座および特定課税未成年者口座におけ

(新 設)

(新 設)

る入出金等の処理)

第 21 条 お客さまが 18 歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引にかかる入金および特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。

- ① お客さま名義の預貯金口座からの入金
- ② お客さま名義の当社証券口座からの入金

2 お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までに、お客さまが非課税口座または特定課税未成年者口座から出金または証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

- ① お客さま名義の預貯金口座への出金
- ② お客さま名義の証券口座への移管

3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さままたはお客さまの法定代理人に限ることとします。

4 お客さまの法定代理人が第2項各号の出金等(租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第6号ホ(1)(ii)に規定する他の保管口座への有価証券の移管もしくは返還または同項第 10 号ロ(2)に規定する払出し(災害等による返還等を除きます。)に限ります。)を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。

5 やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等にかかる金銭または証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。

6 お客さま本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客さまの法定代理人の同意(同意書の提出を含む)が必要となり

ます。	
第5章 代理人による取引の届出	(新 設)
(代理人による取引の届出)	(新 設)
第 22 条 お客さまの代理人が、非課税口座および <u>特定課税未成年者口座における取引を行う 場合には、あらかじめ当社に対して、代理人 の届出を行っていただく必要があります。</u> 2 お客さまが前項により届出た代理人を変 更しようとする場合には、あらかじめ当社に 対して、代理人の変更の届出を行っていた <u>だく必要があります。</u>	
(法定代理人の変更)	(新 設)
第 23 条 お客さまの法定代理人に変更があった 場合には、直ちに当社に届出を行っていた <u>だく必要があります。</u>	
第6章 その他の通則	(新 設)
(12 歳を迎えた場合の取引残高の通知)	(新 設)
第 24 条 お客さまがその年1月1日において 12 歳の年を迎えた場合には、当社は非課税口 座および特定課税未成年者口座に関する取 引残高をお客さま本人に通知いたします。	
(お客さまが成年を迎えた場合の通知)	(新 設)
第 25 条 お客さまがその年1月1日において 18 歳の年を迎えた場合には、当社は、同年1月 1日付でお客さまの開設している非課税口 座が 18 歳以上の者を対象とする非課税口 座へ移行することに伴い、移行時点の非課 税口座および特定課税未成年者口座に関す る取引残高 ならびに次に掲げる事項をお 客さま本人に通知いたします。 ① <u>同日以後に設定される特定累積投資勘 定において、受入期間内に受け入れるこ とができる上場株式等の取得対価の合計 額の上限が、60 万円から 120 万円に変</u>	

<u>更されること。</u> ② <u>同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること。</u> ③ <u>非課税保有限度額の上限が、600 万円から 1,800 万円(うち特定非課税管理勘定にかかる上限は 1,200 万円)に変更されること。</u> (契約の解除) 第 <u>26</u> 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>22</u> 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号へに規定する非課税口座等廃止事由または同項第 10 号八に規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第 1 号の規定によりお客さまが「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日</u> ③ 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>29</u> 項第 1 号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>31</u> 項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>33</u> 項第 3 号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日) ④ 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>29</u> 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があ	(契約の解除) 第 <u>14</u> 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>16</u> 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 (新 設) ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>23</u> 項第 1 号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>25</u> 項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>27</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日) ③ 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>23</u> 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があ
---	---

った場合 出国日 ⑤ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>33 項第2号</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑥ (現行どおり)	った場合 出国日 ④ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>27 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ (省 略)
(非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い) 第 <u>27 条</u> お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出(「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出または提供をした場合を含みます。)をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または当該非課税口座に設定した勘定(未成年者特定累積投資勘定を除きます。)が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>18 項</u>の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合または当該勘定が同条第 <u>28 項</u>の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、特定口座が開設されている場合は、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。	(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い) 第 <u>15 条</u> お客さまが当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>12 項</u>の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、特定口座が開設されている場合は、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。

2 お客さまが当社に対して「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出または提供をし、当社に開設していた非課税口座に特定累積投資勘定(未成年者特定累積投資勘定を除きます。)および特定非課税管理勘定の設定をした後に、当該勘定が重複していることが判明し、当該勘定が同条第 28 項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その勘定の設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、特定口座が開設されている場合は、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。 (特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて) 第 28 条 (現行どおり) (約款の改定) 第 29 条 (現行どおり) 2026 年 10 月	(新 設) (特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて) 第 16 条 (省 略) (約款の改定) 第 17 条 (省 略) 2025 年 6 月
---	--

以上